

第2回議員政治倫理条例策定特別委員会小委員会会議録

- 1 開会日時 令和元年11月12日（火）午前11時5分
- 2 閉会日時 令和元年11月12日（火）午前11時33分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席小委員
1 番 永徳 省二君 3 番 佐藤 武君 7 番 大口 浩志君
8 番 治徳 義明君 13 番 福木 京子君 15 番 岡崎 達義君
- 5 欠席小委員
な し
- 6 事務局職員出席者
議会事務局長 元宗 昭二君 主 幹 黒田 未来君
- 7 協議事項 1) 条例案の検討
2) その他
- 8 議事内容 別紙のとおり

午前11時5分 開会

○小委員長（佐藤 武君） それでは、第2回の議員政治倫理条例策定特別委員会小委員会を開催いたします。

まず、本小委員会につきましては、正式の委員会ということで記録の作成をします。その関係で、議事の進行につきましては、本当にもうフリートーキングみたいな形で行いたいと思いますけれども、記録作成に当たっては、発言者がわからないといけないので、まず発言の前に御本人の名前、はい、佐藤ですということ saying いて、発言をしていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それで、きょうの協議事項ということで条例案の検討、その他ということになっておりますけれども、まず事務局のほうで資料を用意していただきました。政治倫理条例の全てということで、まず政治倫理条例とは何かという部分からスタートした説明書、解説書があります。それと、既に設置しております他都市の倫理条例を参考までに用意をしていただきました。岡崎委員のほうからも用意していただいたんですが、今回は10市、このファイルにとじておりますので、この10市の倫理条例等を参考にしながら今後進めていきたいなというふうに思っておりますけれども、まずこの点について何か御意見がありますか。

○小委員（福木京子君） 委員長。

○小委員長（佐藤 武君） はい。

○小委員（福木京子君） この10市というのはどういうふうな観点で、ちょっと10市。

○小委員長（佐藤 武君） 10市の選定理由ということだと思いますが、私のほうが事務局のほうへ、先進的に倫理条例を制定している参考条例文を用意していただきたいということでお願ひしたんですけれども、特に罰則規定であるとか、そういうものも含めて、事務局のほうで若干検討していただいたものが出てきているというふうに理解しておりますけれども、事務局のほうから何かありますか。

お願ひします。

○議会事務局主幹（黒田未来君） この間、岡崎小副委員長からも、何市かとっているということで参考にお聞かせいただいたものと、あと事務局でここにピックアップしたのは何というわけではないんですけども、罰則というか、ちょっと変わったところがあったのもあったので取り入れてみたところですよ。

それで、お手元のファイルにとじさせていただいているんですが、附箋も何もなく、この中には10市あるんですよ……。

○小委員長（佐藤 武君） ちょっとお時間、30分ぐらいは……。

○小委員（治徳義明君） どのくらいかかるんでしょうか。

○小委員長（佐藤 武君） 一応、30分ぐらいの予定でお願ひしとんです。

何かあるんじゃないかな。

○議会事務局主幹（黒田未来君） 何も附箋もつけず申しわけないんですが、お時間のあるときに、また見ていただいたときに、自由に附箋をつけていただくのと、あと、今後このファイルには、またどんどん参考資料とか他市の条例なんかもつけ加えていっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○小委員長（佐藤 武君） よろしいですか。

○小委員（福木京子君） はい。

○小委員長（佐藤 武君） 私も名前を言ったほうがいいかな。

○小副委員長（岡崎達義君） 声でわかる。

○小委員長（佐藤 武君） 福木さん、よろしいですか。

○小委員（福木京子君） はい。

○小委員長（佐藤 武君） 参考の10市の中には、岡山県下では笠岡市が入ってるということで、前回もお話が出たと思うんですけども、参考になる都市の視察というか、先進事例を行うのには、近隣で笠岡市があるということでございます。

何かほかにありますか。

○副小委員長（岡崎達義君） はい。

○小委員長（佐藤 武君） 岡崎委員。

○副小委員長（岡崎達義君） たくさん、10市っていわれることなんで、とりあえず皆さん、これをしっかり読んでいただいて、私も読みますけれども。

前回、大口委員のほうから、前文を書いたほうがいいんじゃないかというお話もありましたんで、前文を書くためにも前文の載ってる市を参考にさせていただいて、もし書けるんでしたら書いていただくとか、参考のために。そうしていただいても結構ですし。

とりあえず、これを持って帰ってしっかり読んでいただくのが先だと思うんですけど、よろしく願いします。大変ですけど。

○小委員長（佐藤 武君） 名前、言うてください。もう、フリートーキングなんで。

○小委員（永徳省二君） 永徳です。

この政治倫理条例の全てという本の中で、もう既に13ページに、今ではほぼもう条例が定型化してると。恐らく、もうほぼ形もでき上がってるんでしょう。もうそれを参考にするだけでいいんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○小委員長（佐藤 武君） 佐藤です。

これをちょっと読ませていただこうかなというふうには思ってたんですけども、多くの自治体が倫理条例を制定しているという中で、政治倫理条例を厳しくしていかないと、形だけだというような解説も出ておりますので、どの程度厳しく内容を詰めていくかという部分が必要になってくると思いますけれども。これも他都市の条例を丸々そのままこれで行こうというわけにもいきません。皆さんの御意見をいただいて、それで納得した上で、やっぱり赤磐市の倫

理条例を制定していく必要がありますので、そのあたりも皆さんのお知恵をおかりしたいということでございます。

そしたら、政治倫理条例、読んでおられると思うんですが、どうでしょうか、もう帰ってから読めばいいですか。そしたら、しっかりと読んでいただいて、それから倫理条例についても目を通していただいて、どこの市の倫理条例を参考にしていくかという部分を含めて、次回は御意見をいただきたいと思いますので、絶対に読んできてください。

○副小委員長（岡崎達義君） 岡崎です。

問題になるところは、政治倫理条例の中で資産の公開なんかが入ってるところがあるんですよね。

○小委員長（佐藤 武君） うん。そうなんです。

○副小委員長（岡崎達義君） この資産の公開をどうするかということとか、それから地方自治法上の罰則と、それから赤磐市の規範ですか。

○小委員長（佐藤 武君） 倫理規程か。

○副小委員長（岡崎達義君） 倫理規程ですか、の罰則と、それからいろいろな市の罰則と、そこらあたりをどういうふうに絡めるかっていうところも問題になってきますから、そこらあたりを中心にしっかり読んできていただければと思います。

余り厳しい罰則をつけることもできませんし、かといって緩過ぎると何のためのというようなことにもなりますから、そこらあたりのころ合いをどういうふうにするかっていうのも考えていただいて。

だから、赤磐市の基本条例もしっかり読んでいただかないとだめだと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議会事務局主幹（黒田未来君） 黒田です。罰則規定と言われたので、この条例の中でその罰則規定というところではないんですが、1つ、ちょっと附箋をつけてないので探すのが大変かもしれないので、帰って見ていただければと思うんですが、にかほ市というところの条例を入れています。秋田県なんですけど。そのにかほ市の倫理条例の中に、ちょっとほかにはなく、議長の措置というところで、具体的にこういうふうな措置を講ずることができるというので上がってるのがちょっと変わったところがありますので、にかほ市のところに、罰則というか、審査が終わった後の議長の措置っていう感じで入れてるところはあります。なので、また参考にさせていただけば。

○小委員（大口浩志君） それはどの辺なんですか。3分の1とか、半分とか。

○小副委員長（岡崎達義君） 半分からちょっと後ろのあたりで。

○議会事務局主幹（黒田未来君） この市が、条例制定順に一応並べてるんですけど……。

○小委員（大口浩志君） 福島の前。

○小委員（治徳義明君） にかほ市。

○議会事務局主幹（黒田未来君） はい。27年なので福島の前です。

○小委員（福木京子君） 後ろから3番目の市。

○議会事務局主幹（黒田未来君） はい。福島の前。

はい。ちょっと参考に。例えば11条に……。

○小委員（福木京子君） 11条。

○議会事務局主幹（黒田未来君） 具体的に書いてるところが余りなくて、この議長の措置を講ずることができるって書いてるところはほとんどが書いてるんですけど、具体的にこういうことができるっていう……。

○小委員（大口浩志君） 何条って書いてるのか。

○小副委員長（岡崎達義君） 11。

○小委員長（佐藤 武君） 11条。

○小委員（大口浩志君） 11条。

○小副委員長（岡崎達義君） 議長の措置と書いて、11条。

○小委員（治徳義明君） 審査会というのが別に……。

○小委員（大口浩志君） 俺、見ようところが違うのか。

○議会事務局主幹（黒田未来君） 11条、にかほ市の倫理条例の11条。

○小委員（大口浩志君） にかほ市の11条は、この規則に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。ただ、審査会の運営に関して必要な事項は、審査会が別に定める。

○小副委員長（岡崎達義君） それは、あの……。

○小委員（治徳義明君） 済いません、ちょっと確認なんですけど。

○小委員長（佐藤 武君） 名前を名乗って。

○小委員（治徳義明君） 治徳です。

確認なんですけども、要は罰則規定を設けとって、この間大口委員がちょっと意見を出されてましたけど、罰則規定を設けとって、議会にもしおかしなことをした人がおられて、そのときに違反をした人がおられて、第三者機関で審査会を設けるということ。そういう意味。じゃあないのか。

○議会事務局主幹（黒田未来君） 黒田です。

ここのにかほ市の例はそうではなくて、審査会を開いて審査会が結果を出しました。今の赤磐市の倫理規程も議会が必要とすべき措置を講ずるとはなってるんですが、ここは具体的に議長が審査会の報告を尊重して、違反したと認められる議員に対してこのような措置を講ずることができるということで、具体的に例を挙げているところですよという参考です。なので、その第三者機関とかということではここのにかほ市ではないと、この条例を読む限り思います。

○小委員（大口浩志君） 大口です。

皆さんのちょっと御記憶をたどっていただけたらと思うんですけど、熊本県議会で女性議員

さんが問題があったというニュースがあつて、そのときには熊本県議会かどこかがもう給与を払わないかなんかということになって、結局裁判で訴えて議員側が勝って、未払い報酬を払えという判決が出たような気がするんですけど、こういったものに関しての法的根拠というようなものを、裁判事例であるとか、こういったものを全国的に倫理規程やら条例やらでやって、それで逆にやられたほうが訴えたら、そっちが裁判で勝っちゃったというような事例も多々出てるようなんですけど。そういうことになると、例えばここがやったとしたら、赤磐市に損害を現実的には与えるようになると思うので、その辺の兼ね合いも両輪として精査しながら中身をとというのが、最終的にはどっかの、こういうことじゃないですけど、条例をある町がつくったたら、最終的には憲法違反ではねられて、その条例は無効じゃというような事例も多々、個別の内容はちょっと忘れましたけど、そういうような事例も出てるので、さっき言った熊本の県議会絡みの話は、個人的な感覚としたらそりゃそうじゃと私は思ったんですけど、だけど裁判になったらひっくり返ったという、この辺の兼ね合いのそごが起こらないように、法的な部分とも、どちらかというたら法的根拠を前へ前へ行かせながら、後追いぐらいで組み立てていくぐらいのほうが安全運転でいいのかなと思ったりするんですけど。

○小委員長（佐藤 武君） 佐藤です。

確かに、上位法があります。地方自治法それから憲法を含めて。そういうものを逸脱、超越しないようにしないと意味はないし、訴えられて負けるのはわかっています。

そうした中で、熊本の話が出ましたけれども、熊本は、議会のほう、市議会だったんじゃないんですか。市議会の女性議員。

熊本市議会の高圧的で有名な女性議員で、執行部に対しても高圧的な部分で、議員の中で除籍じゃなくて免職か……。

○議会事務局長（元宗昭二君） 除名でした。

○小委員長（佐藤 武君） 除名ですね。除名という結論を出して、それでその当該議員が不服申し立てをして、県知事の最終的な救済が、判断があつて、県知事が除名はだめだという結論を出して、結局復職したというようなこともあつて。要するに、上位で訴えれば、それでもう条例はもう効力がなくなるという。もちろん訴訟ということになれば、その訴訟の結果によってはもう条例もおかしいんじゃないかというふうに言われるんで、そのあたりも含めて十分に検討しないといけないしということです。よろしいですね。

○小委員（福木京子君） 福木です。

なかなかそこは難しいところじゃね。個々に。私は近くでは、和気町が、若い議員が欠席を何カ月もして、多分、どういうふうになったのかな。

○小委員長（佐藤 武君） 行方不明になった。

○小委員（福木京子君） もう給与も払ってないはずですよ。けど、それはそのままに多分なつとると思う。もう、その人が行方をくらませて。

- 小委員長（佐藤 武君） 金、払ったんじゃないですか。
- 小委員（福木京子君） いや、払ったんか。
- 小委員長（佐藤 武君） 払よった、払よった。そうです。
- 小委員（福木京子君） 払ったんか。
- 小委員長（佐藤 武君） 払った。
- 小委員（福木京子君） それで、やめたんか。
- 小委員長（佐藤 武君） やめる……。
- 小委員（福木京子君） そうか、そうか。
- 小委員長（佐藤 武君） そうそうそう。
- 小委員（福木京子君） そういう事例もあるけど、難しいところですね。
- 小委員長（佐藤 武君） そうそうそう。
- 小委員（福木京子君） わかりました。
- 小委員長（佐藤 武君） 佐藤です。

本当にこの条例、岡崎委員も最初に言われたように、大きく逸脱というか、これもいいじゃないかということでどんどんと厳しくやっても難しい部分がある。どこで折り合いをつけるかという部分が必要になると思いますので。

- 小副委員長（岡崎達義君） ちょっと皆さんで検討してもらっても。
- 小委員長（佐藤 武君） そうですね。
- 小委員（大口浩志君） 大口です。

最初に前文をみたいなのを言ったのは、要するにこれをつくる理念みたいなのですけど、厳しくすればするほどこれは書いてねえがなというのを、入り口というか出口を探しがるようになる気がするので、それを網羅するという意味での前文ということを私は思ってるので、先ほど下山議員がおっしゃった、ほんまだったらこんなのないのが一番なんでしょうけど。

- 小委員（治徳義明君） はい。
- 小委員長（佐藤 武君） はい。名前をどうぞ。
- 小委員（治徳義明君） 治徳です。

小委員長が言われたように、要は議員活動をもう極端に制限するようなことになりかねないので、ちょっとその辺は慎重に。逸脱した人に厳しい罰則をとというのはもうそれはそれなんですけども、その中でやっぱり議員活動も紙一重みたいなのところがありますので、その辺はよく考慮していかんやいけんのんじゃないかねえかなと、今のお話を聞いてましてそう思いました。

以上です。

- 小委員長（佐藤 武君） とにかく読んできてください。お願いします。

それでは、その他で何かありますか。

- 小委員（福木京子君） 福木です。
- 小委員長（佐藤 武君） はい。
- 小委員（福木京子君） それで、現にその笠岡、岡山県は笠岡市なんですけど、そういうところにも行ってみたいりするんですか。
- 小委員長（佐藤 武君） どうしま……。
- 小委員（福木京子君） どうするんですか。
- 小副委員長（岡崎達義君） それは今後の話。
- 小委員（福木京子君） 今後の話やね。
- 小委員（大口浩志君） ちなみに笠岡が制定されとんかな。
- 小委員長（佐藤 武君） 名前、名前。
- 小委員（大口浩志君） ああ。それにか。
- 小委員長（佐藤 武君） そうそうそう。発言じゃけ。
- 小副委員長（岡崎達義君） 委員長が名前言うたほうがええ。
- 小委員（大口浩志君） 済いません、そうよな。
- 小委員長（佐藤 武君） 言いましょうか。
- 小委員（大口浩志君） だけど、声でわかろうけど、笠岡はいつ制定されているんでしょうか。
- 大口です。
- 小委員（永徳省二君） 平成23年です。
- 小委員（大口浩志君） 7年、8年。
- 小副委員長（岡崎達義君） 24年4月1日から執行。
- 小委員長（佐藤 武君） うん。
- 小副委員長（岡崎達義君） 施行はな。
- 小委員（福木京子君） 施行は。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 施行は24年4月1日です。
- 小委員（大口浩志君） ちなみに笠岡ってどこにあるんですか。
- 小委員長（佐藤 武君） 笠岡、前から……。2番目。
- 小委員（大口浩志君） ああ、わかった。
- 小委員（福木京子君） 2番目。
- 小委員長（佐藤 武君） 2番目です。
- 小副委員長（岡崎達義君） そういうことで、ちょっと読んできてもらえたら。
- 小委員長（佐藤 武君） はい。

それと、市ごとにあれをつけといてください。皆さん、各それぞれ。もうすぐにぱっぱと出せるように。

- 小委員（大口浩志君） 附箋ね。
- 小委員（福木京子君） はあ。
- 小委員長（佐藤 武君） インデックスか。
- 小副委員長（岡崎達義君） 役に立つんよね、タブレットがあれば。
- 議会事務局主幹（黒田未来君） 気が回らなくてごめんなさい。済いません。
- 小委員（大口浩志君） タブレットがあつたら、あつこで審査して勝手にこれを見ろいうて出るんかな。
- 小副委員長（岡崎達義君） そりゃあ全部出てくるし、すぐここってわかる。
- 小委員長（佐藤 武君） そしたら、そのほかは特にありませんけど、次回の予定で、あらかたの日程を決めておきたいと思いますが、12月の最終日が12月17日。
- 小副委員長（岡崎達義君） 議会中のほうがいいんじゃないの。
- 小委員（福木京子君） ん。
- 小副委員長（岡崎達義君） 議会中とかはだめなんですか。
- 小委員長（佐藤 武君） 議会中にやりますか。
- 議会事務局主幹（黒田未来君） 12月の予定は大丈夫ですけど。
- 小副委員長（岡崎達義君） 議会中。
- 議会事務局主幹（黒田未来君） 議会中でもいいですし。
- 小副委員長（岡崎達義君） 早く終わった後でやってもいいし。
- 小委員長（佐藤 武君） 早く終わる日がわからんわ。
- 小委員（大口浩志君） ほんならそれまでに読んどく。
- 議会事務局主幹（黒田未来君） 早く終わりそうな日というと、もう質疑の日しかないのかな。
- 小副委員長（岡崎達義君） ほな12月の議会が終わってから。
- 議会事務局主幹（黒田未来君） 5日。
- 議会事務局長（元宗昭二君） 4日。
- 議会事務局主幹（黒田未来君） 4日。
- 小委員長（佐藤 武君） 皆さん……。
- 小委員（大口浩志君） 岡崎委員の言ようる終わってというのは18日以降でしょ。
- 小副委員長（岡崎達義君） そうそうそう。
- 議会事務局主幹（黒田未来君） 18日以降だったら、委員長が今……。
- 小委員長（佐藤 武君） 12月、本会議……。
- 小副委員長（岡崎達義君） 終わってから……。
- 小委員長（佐藤 武君） 本会議が終わってからでしょう。
- 小副委員長（岡崎達義君） 私は本会議中でもいいと思うんだけど。時間が要るっていう。

- 小委員（永徳省二君） 広報が入ってきたりしますので……。
- 小副委員長（岡崎達義君） そうじゃな。
- 小委員（永徳省二君） はい。
- 議会事務局主幹（黒田未来君） 12月の、次の広報はまだ決まってないですよ。
- 小委員（永徳省二君） まだ。
- 議会事務局主幹（黒田未来君） 多分翌日、小副委員長何日でしたっけ。12月……。
- 小委員長（佐藤 武君） 12月19日か23日ぐらいでどうかなと思ったんですが。
- 小副委員長（岡崎達義君） 広報のある日でもいいし。午後から。
- 議会事務局主幹（黒田未来君） 広報は……。
- 小委員長（佐藤 武君） 広報がまだ決まってない。
- 議会事務局主幹（黒田未来君） 広報は11月ですか。12月もやるんですか。2回目って。
- 小副委員長（岡崎達義君） 1回入るかな、12月。
- 小委員長（佐藤 武君） 12月、あったような気がするな。
- 議会事務局主幹（黒田未来君） 18が最初で。
- 小委員（福木京子君） 議会が終わったらおってもらって。
- 小副委員長（岡崎達義君） 終わってすぐにあるかないかという。
- 小委員（大口浩志君） まずは議会中に割り振りがあって……。
- 小委員長（佐藤 武君） そうじゃな。
- 小委員（治徳義明君） 1週間ぐらいあきますよ。
- 議会事務局主幹（黒田未来君） ですよ。締め切りがいっぱいなのは。
- 小委員（治徳義明君） 本格的な広報は。
- 議会事務局主幹（黒田未来君） 原稿の締め切りがあって、だから1週間以上はあきますよね。
- 小副委員長（岡崎達義君） ほな、1月になってからやね。
- 議会事務局主幹（黒田未来君） そうですね。
- 小副委員長（岡崎達義君） そうやね。
- 小委員長（佐藤 武君） うん。
- 小委員（大口浩志君） 一般質問の最終日の後っていうのはどうなんかな。
- 小副委員長（岡崎達義君） 一般質問は結構時間がかかるから。
- 小委員長（佐藤 武君） そう。時間がわかんない。
- 小委員（大口浩志君） 一般質問の最終日。じゃから、仮に3日じゃったら3日目の最後とか、だから日にちによったらあれじゃと思うたけど……。
- 小副委員長（岡崎達義君） ほんでも、何時に終わるかわからんいうことで。
- 小委員（福木京子君） わからん。

- 小委員長（佐藤 武君） そうそうそう。わからん。
- 小副委員長（岡崎達義君） 人数によるから。
- 小委員（大口浩志君） でも、みんなおるが。
- 小委員長（佐藤 武君） おるけど。
- 皆さん……。
- 小委員（大口浩志君） もし、いわゆる今日のような終了後いうんもな。
- 小委員（福木京子君） だけど、この2日になるか、3日になるか、3日にもう確実に決まりゃあ、そりゃあれかな。
- 小副委員長（岡崎達義君） 2日だったら。
- 小委員（福木京子君） 2日。
- 小委員（永徳省二君） 今どれくらいで。
- 小委員（治徳義明君） 5時になりますよ。
- 議会事務局主幹（黒田未来君） 今は。
- 小委員（治徳義明君） 2日だから。
- 小委員（福木京子君） これから。
- 小委員長（佐藤 武君） 皆さん、それだけ熱意があります、本会議で一般質問を聞いて。その後やろうかという。
- 小副委員長（岡崎達義君） しんどいわな。
- 小委員長（佐藤 武君） な。
- 小委員（福木京子君） しんどい。頭が働かん。
- 小委員長（佐藤 武君） いえ、そうそう。だから、本当に皆さんの御意見……。
- 小委員（大口浩志君） ちなみに、次は具体的に何を話をするんですか。
- 小委員長（佐藤 武君） だから、これを読んでもらって……。
- 小委員（大口浩志君） 読んで。
- 小委員長（佐藤 武君） それで、どこを参考にしていくか。それで、次第によってはもうその全文を、どこを引用して、こういう文言を入れましょうという、具体的に詰めていかないといけないんで……。
- 小副委員長（岡崎達義君） ちょっとずつね。
- 小委員長（佐藤 武君） もう本当にしっかり意見を出してもらわんといけんので。
- 小委員（治徳義明君） 次は、相当時間をかけるつもりでおるわけでしょう。
- 小委員長（佐藤 武君） そういうこと、そういうこと。
- 小委員（大口浩志君） そしたら。
- 小委員（治徳義明君） 終わった後とか。
- 小委員長（佐藤 武君） そうそうそうそうそうそう。

○小委員（大口浩志君） ほんなら、例えば今ああ言うけど、日置市のが仮にメインで、皆さんで行きましょうと。それに、例えば笠岡やら何やらかんやらを、ここはこの条例はそれをベースとして、アレンジとして突っ込みましょうというのを、とりあえず次回で言い合うということにしましょう。

○小委員長（佐藤 武君） そうそうそうそう。できればそこまで。

○小委員（大口浩志君） そういう認識でそれを言えるようにこれを。

○小委員長（佐藤 武君） そう。読んできてくださいと。ハードですよ。

○小委員（治徳義明君） そういうことにしましょう。

○小委員（大口浩志君） だけど、逆に1人で読むほうがしんどうねえかな、これ。

○小委員長（佐藤 武君） だって、1人で読まんと、ここでほんなら読むというてもなあなあになるでしょう。

○小副委員長（岡崎達義君） だから、それぞれのを読んで、この条文はこの市のこの条文が目ぼしい条文だし、これがいいことを書いてるなど思うのをちょっとチェックしといてもらって、これを入れましょうやとか。前文はこういうふうにしてあるけど、ここは赤磐市のあれで書きましょうやとか、そういうふうにしていったほうが多分いいかなと。

○小委員長（佐藤 武君） まず、一遍に全部の条例文を検討するのも難しいから、まず前文を皆さん読んできてくださいと。それから、1、2条、3条ぐらいまでをやりましょうという形でもいいです。

○小副委員長（岡崎達義君） 例えば、基本条例をつくったときには、どこだったかな。奈良県のだったかな。どっかのを一応参考に持ってきて、各委員が何条から何条までを検討する、何条から何条までを検討する、何条から何条までを検討するというのを、責任を持って検討してもらって、それで持ちよって、次は直していくと、そういう形でつくってきた。

○小委員長（佐藤 武君） 割り振ったんですね。

○小副委員長（岡崎達義君） うん。

基本条例のときじゃけど。

○小委員長（佐藤 武君） うんうん。

○小委員（大口浩志君） もう1人で、もう全部網羅せずに、1条なら1条専門の人という。

○小副委員長（岡崎達義君） 私は、じゃから前文を担当しとった。

○小委員（大口浩志君） 具体的に言ったら、目的の欄。

○小副委員長（岡崎達義君） 前文を担当しとったと思う、たしか。前文と、それから1条のところが目的で、誰かが1条、2条、3条ぐらいをやって、はいから次は4条、5条、6条、7条と、そういうふうにつくって行って……。

○議会事務局主幹（黒田未来君） 前段の条例の構成を、今小副委員長が言われたような決め方をするならば、条例の構成で、じゃあ、こういった、ここにも書いてますけど、大きな項目

を決めて、それからじゃあ今みたいに、小副委員長が言われたみたいに、じゃあ担当をもって決めるのはありはありだなとは思ったり。

○小委員（治徳義明君） じゃから、きょうは10市をもろうとるけど、ほぼ一緒なんか。

○議会事務局主幹（黒田未来君） これはちょっと似たようなとこなので、もし参考にインターネットで倫理条例って検索したら何個か出てくるとは思いますけど、たくさん市の市がつくってるので、もしここにはないような変わったのがあればお知らせいただければ、皆さん用にコピーして、それまでにボックスにも入れられるので、教えていただければありがたいです。私も探し切れてないので。

○小委員（治徳義明君） いやいや、ほぼ第1条目的だとかって、ほぼ決まって……。

○議会事務局主幹（黒田未来君） 似たり寄ったりです。

○小委員（大口浩志君） 大体、どの条例も目的から始まって。

○議会事務局主幹（黒田未来君） 目的は必ずあります。その前に前文があるところとないところがありますが、必ず目的があります。最初のほうに必ず倫理基準が入ってきたりもします。

○小委員（福木京子君） この辺で、10市の中では、ここ何年か、そういう割と近目にできたところがあるか。

○議会事務局主幹（黒田未来君） 近目にできたところは……。

○小委員（福木京子君） 相当研究しとると思うんよ。

○議会事務局主幹（黒田未来君） 木更津が一番最近なんですけども、ちょっとよう探し切れてないので、もしよかったら……。

○小副委員長（岡崎達義君） だから、そこらあたりは個人でいろいろ検討して……。

○議会事務局主幹（黒田未来君） 探してください。いいのがあれば教えてください。

○小副委員長（岡崎達義君） 日程だけ決めとこうや。

○小委員（福木京子君） ああ、日程のことか。

○議会事務局主幹（黒田未来君） その途中でした。

○小委員長（佐藤 武君） そしたら、終わってからでいいですか。12月19日か翌週の23日、どちらか。

○小委員（福木京子君） 早いほうがえかろう。

○小委員長（佐藤 武君） 19日にします。

○小副委員長（岡崎達義君） 早いほうがええよな。年末の際になるよりは。

○小委員長（佐藤 武君） じゃあ、19日の10時からでいいですか。

○小委員（治徳義明君） 何曜日でしたっけ。

○小委員（福木京子君） 木曜日。

○小委員長（佐藤 武君） 木曜日。10時。

じゃあ、そういうことで予定してください。

○小委員（福木京子君） ごめん。この中の、岡崎委員がつくったときにはおられただけなんかな。そのときの委員さん。

○小副委員長（岡崎達義君） 基本条例。

○小委員長（佐藤 武君） 基本条例。

○小委員（福木京子君） ああ、ここ2人。

○小副委員長（岡崎達義君） 私が委員長。

○小委員（治徳義明君） わたし副委員長。

○小委員（福木京子君） 2人。ということは2人なんじゃな。ほな、私は入ってない。わかりました。

○小委員長（佐藤 武君） そしたら、ほかにはもういいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小委員長（佐藤 武君） そしたら、これで小委員会を閉会します。

御苦労さまでした。

午前11時33分 閉会